

## ウォーキングイベント好評開催中！

町内の隠れた名所やビュースポットなどをスタッフ同行でのんびり歩いて巡ります。開催スケジュールなどは『新宮navi』をご覧ください。



## しんぐうマルシェを開催します

第2・4土曜日に開催しているしんぐうマルシェ。新鮮な農作物、ハンドメイド雑貨、グルメ・スイーツなどが満載です。子ども向けブースも大好評！ぜひ遊びに来てください。

**日時** 4月11日(土)・25日(土) 午前9時30分～午後2時

**場所** そぴあしんぐう(芝生広場)

**必要なもの** 持ち帰り用の袋

※雨天時中止になる場合があります。詳しくは公式

ホームページ『新宮navi』または公式SNS『しんぐうよかとこ探検隊』をご確認ください。

※LINE公式アカウントでしんぐうマルシェの情報を発信していますので、登録おねがいします。



▲しんぐうマルシェ  
公式LINE



▲新宮navi  
ホームページ



問い合わせ先 (一社)新宮町おもてなし協会 ☎981-3470

## 消費生活相談室だより

買い物や契約での消費トラブルはありませんか。相談無料の消費生活相談室をご利用ください。町外在住の相談員が対応します。

**相談場所** 役場2階 消費生活相談室

**相談日時** 毎週火曜日・金曜日

午前10時～午後1時・午後2時～4時 ※祝日は除く

**相談専用番号** ☎410-2182 (開設時のみ)

## 有料老人ホームの退去時トラブルが多発しています

### 事例1

6年間入居した有料老人ホームを退去するにあたり、前の住人の時から傷ついていた箇所の修繕費を請求された。納得できない。

### 事例2

母が入居して2年で有料老人ホームを退去したが、修繕費として約20万円とカーテンクリーニング費用を請求された。母が汚すこともないし、何か壊したこともないので、高額な請求に納得いかない。

### アドバイス

- ①原則として一般的な賃貸住宅と同様に、年月の経過による損耗や通常の使い方をして発生する汚れや傷などの修繕費用は、入居者が費用を負担する必要はないと考えられます。
- ②ただし、契約書には費用負担についての特約があり、事業者との間で内容に合意している場合には、特約に従うことになります。
- ③退去時のトラブルを避けるため、入居の際には「契約書」「重要事項説明書」などの内容を家族とともによく確認をしましょう。また入居時には事業者の立ち合いのもとで、室内の状況を確認しましょう。
- ④納得できない費用を請求された場合には、国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」に示されている基準を参考に、運営事業者側に説明を求め、費用負担について話し合いましょう。困ったときには消費生活相談室にご相談ください。

**【相談窓口】消費者ホットライン「188(いやや!)」番**

※188は最寄りの消費生活センターなどをご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

問い合わせ先 役場産業振興課 ☎962-0238(直)